

横手市農業委員会

令和7年度 第1回

農業委員会総会議事録

令和7年4月17日

## 令和7年度 第1回横手市農業委員会総会議事録

令和7年4月17日午前10時00分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を浅舞地区交流センターに招集する。

### 記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 報告第1号 職員の任免について
3. 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
4. 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
5. 議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議について
6. 議案第4号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）に対する意見聴取  
について
7. 報告第2号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

議席No.	委員氏名	出欠	議席No.	委員氏名	出欠
1	佐藤 保	出	13	高田 恵律子	出
2	佐々木 由紀子	出	14	近江 清 廣	出
3	佐藤 省 美	出	15	高橋 馨	出
4	石山 俊彦	出	16	佐藤 吉 治	出
5	佐々木 一 誠	出	17	高橋 尚 也	出
6		欠	18	小松田 英 人	出
7	佐藤 仁	出	19	高橋 康 弘	出
8	高橋 正 也	出	20	丹波 賢太郎	出
9	佐藤 勇	出	21		欠
10	小笠原 夏 子	出	22	木村 由美子	出
11	新山 武	出	23	堀江 一 彦	出
12	千田 誠 治	出	24	飯野 正 和	出

当日の欠席委員

6番 千葉 肇 委員  
 21番 武藤 吉喜 委員

農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	岩 瀬 司
	局長代理兼農地振興係長	伊 藤 俊 一
	総務係長	佐々木 真
	総務係主査	佐 藤 絹 子
	農地振興係主査	佐 藤 亨
	農地振興係主査	柴 田 正 之
	専門員	塩 田 正 秋
増田地域局	農委事務局副主幹	石 橋 大 輔
平鹿地域局	農委事務局専門員	武 田 和 典
雄物川地域局	農委事務局参事	土 田 勉
	農委事務局主査	菊 地 忠 博
大森地域局	農委事務局主事	堀 江 つくし
十文字地域局	農委事務局主席主査	原 かおる
山内地域局	農委事務局副主査	土 田 学
	農委事務局主任	小 徳 真
大雄地域局	農委事務局主査	照 井 理 香
	農委事務局主事	佐々木 愛 果

議長

本日の出席者数は22名であります。  
農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第1回横手市農業委員会総会を開会いたします。

議長

日程1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、「横手市農業委員会総会会議規則」第23条第2項の規定に定める議事録署名委員について、慣例により当職より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議がないようですので、当職より

7番 佐藤 仁 委員

8番 高橋 正也 委員

の両名を指名いたします。

議長

日程2、「報告第1号 職員の任免について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書2ページをご覧ください。

この度の4月1日付けの定期人事異動によりまして、解任するものを左側の転出者に、また、新しく任命するものを右側の転入者としております。

本件は、「横手市農業委員会会長専決規程」第2条第1号により、職員の任免に関し、会長がこれを専決できる事項であるから、報告するものです。

説明は以上です。

議長

以上、事務局より説明があったとおりです。皆様、どうぞよろしくお願いたします。

ここで暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

議長

再開いたします。

議長

日程3、「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

議長

はじめに「1番」は、議席番号5番 佐々木一誠委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いいたします。

(議席番号5番 佐々木一誠委員 一時退席)

議長

「1 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、説明いたします。議案書 6 ページをご覧ください。

「1 番」は、十文字地域局管内からの申請です。経営縮小のため、農地を賃貸借するものです。

以上、配付しております別紙資料「農地法第 3 条調査書」の受付番号 1 番に記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査されました委員から、補足等ありましたら、ご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「1 番」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「1 番」については、許可することに決定いたします。

退席委員の入場を認めます。

(議席番号 5 番 佐々木一誠委員 着席)

議長

次に、議事参与の制限の案件を除く、「2 番」から「17 番」について、事務局の説明を求めます。

それでは、説明いたします。議事参与の制限の案件を除く案件は「2 番」から「17 番」まで、16 件です。議案書 6 ページをご覧ください。

「2 番」から「4 番」は、横手地域局管内からの申請です。

「2 番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。「3 番」は、経営縮小のため、近隣耕作者との間で農地を使用貸借するものです。「4 番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。議案書 7 ページをご覧ください。

「5 番」から「7 番」は、平鹿地域局管内からの申請です。

「5 番」は、制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第 3 条による賃貸借に切り替えるものです。「6 番」、「7 番」は、買受により経営規

模の拡大をするものです。

「8番」から「10番」は、雄物川地域局管内からの申請です。「8番」は、農業廃止のため、近隣耕作者へ農地を贈与するものです。議案書8ページをご覧ください。「9番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。「10番」は、借入により経営規模の拡大をするものです。

「11番」から「12番」は、十文字地域局管内からの申請です。

「11番」は、経営縮小のため、知人へ農地を売却するものです。「12番」は、後継者へ農地を一括贈与するものです。議案書9ページをご覧ください。

「13番」から「17番」は、大雄地域局管内からの申請です。

「13番」は、借入により経営規模の拡大をするものです。「14番」、「15番」は、親族間で農地を贈与するものです。「16番」は、組合直営による耕作を開始するため、農地所有適格法人以外の法人が、農地を借り入れるものです。なお、農地所有適格法人以外の法人による賃貸借について許可する場合、農地法第3条第4項により、あらかじめその旨を市長へ通知し、市長は必要があれば意見を述べることができるとされておりますが、意見は特にありませんでした。議案書10ページをご覧ください。

「17番」は、近隣の耕作者へ農地を贈与するものです。

以上、配付しております別紙資料「農地法第3条調査書」の受付番号2番から17番に記載されておりますとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないこと、また、「16番」については、「調査書別紙」に記載がありますとおり、農地法第3条第3項の各号に定める要件を満たしていることから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与の制限の案件を除く「2番」から「17番」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

事務局

全員賛成ですので、議事参与の制限の案件を除く「2番」から「17番」については、許可することに決定いたします。

議長

日程4、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

議案書 12 ページをお開き下さい。案件は全部で 2 件になります。それでは、ご説明いたします。

「1 番」は、横手地域局管内からの申請です。

農地区分は、農地法施行規則第 46 条に規定する「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域内」に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね 10ha 未満である農地であるとの理由から、「第 2 種農地」と判断されます。

事業概要は、現在、冬季間に横手市の雪捨場として開放しております「第 1 雪捨場」において、近年、受入れ量の増加により手狭になったため、それに対応すべく用地を拡張しようとするものであり、その目的から隣接する農地等を選定したものです。なお、申請面積は 13 ページ右側の図面にある農地部分の 85 m<sup>2</sup>となっており、拡張面積については、原野 99 m<sup>2</sup>と合わせ全部で 184 m<sup>2</sup>となっております。既存雪捨場は 1,023 m<sup>2</sup>となっており、許可後は全部で 1,207 m<sup>2</sup>となります。

土地概要は、申請地は、朝倉地区交流センターから北約 1.3 km に位置しており、地目は登記、現況とも「畑」となっております。隣接地の状況は、北側は「雑種地」、西側・東側及び南側は「原野」となっております。

資金計画は、横手市予算で対応するとのことで、予算書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は発生しません。雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、雪解け後のごみ処理、夏場の除草など、近隣土地に影響が無いよう管理するとのことです。

意見書は、土地改良区管轄外のため、ありません。他法令については、特にありません。

申請地は、「第 2 種農地」であります。既存の雪捨場を拡張しようとするものであり、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の規定から「申請に係る農地又は採草放牧地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められるとき」に該当しないと判断されること、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、3 月 31 日、高橋馨委員と事務局で実施しております。

なお、補足として、許可とされた場合には、「雪捨場」が建築物の建築等を伴わない恒久転用であるため、「農地法に係る事務処理要領」第 4 の 1 の (6) のエの (イ) に規定する「工事の完了の報告があった日から 3 年間、6 か月ごとに事業の実施状況を報告すること」という条件を付けることとしております。

「2 番」は、十文字地域局管内からの申請です。

農地区分は、農地法施行規則第 46 条に規定する「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている

程度に達している区域内」に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね 10ha 未満である農地であるとの理由から、「第 2 種農地」と判断されます。

事業概要は、農業及び農業関連を主な事業としている譲受人が、この度、自社所有の農業用機械及び農業用車両の格納庫と資材置場を新たに整備しようとするもので、譲受人の所有地に隣接している申請地を選定したものです。

土地概要は、申請地は、三重地区交流センターから北西約 1.6 km に位置しており、地目は登記、現況とも「畑」となっております。隣接地の状況は、北側は「宅地」、西側は水路を挟んで「農地」、東側は水路を挟んで「市道」、南側は水路を挟んで「宅地」となっておりますが、現地調査では南側と西側の水路跡は見当たらなかったとのことです。

資金計画は、全額自己資金で対応予定であり、残高証明書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は発生しません。雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、隣接地に影響が及ばないよう緩衝地を設ける計画となっており、周囲への影響はないと思われまます。

意見書は、土地改良区管轄外のため、ありません。他法令については、特にありません。

申請地は、「第 2 種農地」であります。農業用の施設に供するものであり、農地法施行令第 11 条第 2 項の規定から「申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業振興に資する施設」であり、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、3 月 24 日、新山武委員、佐々木一誠委員、高橋康弘委員と事務局で実施しております。

以上の 2 件については、市の地域計画に影響がないことを農業振興課に確認し、「問題ない旨」の回答を得ており、また、「農用地区域に含めない現況農用地等の土地」の証明書が提出されていることを申し添えます。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 2 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第2号」については、許可することに決定いたします。
議長	日程5、「議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)の審議について」を上程いたします。
事務局	はじめに「整理番号569番」は、議席番号3番 佐藤省美委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。
	(議席番号3番 佐藤省美委員 一時退席)
議長	「整理番号569番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。権利設定になります。議案書33ページの「整理番号569番」の1件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和7年5月30日付の県公告により農家に貸し付ける予定となっております。 なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号569番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号569番」については、承認することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。
	(議席番号3番 佐藤省美委員 着席)
議長	次に、「整理番号622番」、「整理番号623番」は、議席番号22番 木村由美子委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議

事開始から終了まで退席をお願いします。

(議席番号 22 番 木村由美子委員 一時退席)

議長

それでは、「整理番号 622 番」、「整理番号 623 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

権利移転になります。議案書 40 ページの「整理番号 622 番」、「整理番号 623 番」の 2 件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 7 年 5 月 30 日付の県公告により農家に貸し付ける予定となっております。

なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

16 番

木村委員と議事参与の制限についてどのような関わりがあるのでしょうか。そのことを説明してくださいと前回申し上げ、説明するといいましたので、説明をお願いします。

事務局

議事参与の制限に該当することは事務局で確認しておりますが、具体的にどのような親族関係等にあるかまでご説明すべきか、説明する必要があるのか、個人情報としてそこまで議事の中で説明する必要がないのではないかと事務局では考えています。

16 番

法律のとおり説明していただければと思います。

事務局

農業委員会等に関する法律第 31 条、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項に該当しておりますので、議事参与の制限として退席をお願いした次第です。

議長

よろしいですか。

16 番

はい。

議長

ほかにご質問等ありませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 622 番」、「整理番号 623 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「整理番号 622 番」、「整理番号 623 番」については、承認することに決定いたします。  
退席委員の入場を認めます。

(議席番号 22 番 木村由美子委員 着席)

議長

次に、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 409 番」から「整理番号 654 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。はじめに所有権移転になります。

議案書 16 ページの「整理番号 409 番」、「整理番号 410 番」の 2 件は、令和 7 年 5 月 30 日付の県公告により、秋田県農業公社が出し手農家から農地を買い入れるものとなっております。令和 7 年 6 月総会以降に農家に売り渡す予定となっております。

議案書 16 ページの「整理番号 411 番」から「整理番号 416 番」の 6 件は、令和 7 年 5 月 30 日付の県公告により、秋田県農業公社が出し手農家から買い入れしていた農地を受け手農家に売り渡すものとなっております。

次に権利設定になります。議事参与の制限の案件を除く、議案書 17 ページの「整理番号 417 番」から、議案書 39 ページの「整理番号 615 番」の 192 件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 7 年 5 月 30 日付けの県公告により農家に貸し付ける予定となっております。なお、出し手、受け手のマッチングについては、配付しております議案第 3 号別紙資料「農地中間管理事業 貸付・借受予定者一覧」でご確認ください。

続いて権利移転になります。現在の受け手農家から新たな受け手農家へ、賃借料や残存契約期間について、同一条件で利用権を移転するものです。議事参与の制限の案件を除く、議案書 40 ページの「整理番号 616 番」から、議案書 44 ページの「整理番号 654 番」の 37 件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 7 年 5 月 30 日付の県公告により農家に貸し付ける予定となっております。なお、未相続地に係る利用権設定については、二分の一を超える共有持分を有する者の同意を得ていることを確認しております。

本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与の制限の案

件を除く「整理番号 409 番」から「整理番号 654 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 409 番」から「整理番号 654 番」については、承認することにいたします。

議長

以上をもって、「議案第 3 号」については、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に進達することに決定いたします。

議長

日程 6、「議案第 4 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）に対する意見聴取について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、「議案第 4 号」についてご説明いたしますので、議案第 4 号別紙をご覧ください。

本件につきましては、数年前に他県の農業委員会において、会長と職員が逮捕されるという不祥事が続けて発生したことから、農業委員等の綱紀粛正について、毎年、総会で決議するよう秋田県農業会議から通知があったことによるものです。

内容につきましては、農地制度の適正な運用と議事参与の制限、議事録の公表を適切に実施して、議事の公正さを確保すること。また、委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施するという 2 点について、申し合わせ決議しようとするものです。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

16 番

この文書は、3 年任期の初年度、昨年度決議して案が取れたものと思いますが、また同じ文章にまた案を付けて議題とされています。案を取った文書は見たことはありませんが、内容は法令遵守ですので、我々、農業委員、推進委員は、市長から任命を受けた時点で、法令遵守義務が生じるわけです。法的根拠が全くない決議に落として意見聴取しています。

この文章は、当然遵守すべき法令について、意見聴取する軽微な事項ではないでしょうか。私としては、これは議題としてではなく会長専決処分ということではないかと思えます。

肝は、この申し合わせ決議を我々の注意喚起として、資料提供するか、配付し、このことを普段から遵守することが大事であり、毎年案を付けて議題として出すことではないと思えます。これは質問ではなく私の意見です。

議長

はい、ご意見としては承りたいと思います。

議長

ほかにご質問等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第4号」について、原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長

賛成多数ですので、「議案第4号」については、原案のとおり決議することに決定いたします。

事務局

日程7、「報告第2号 農地の転用事実に関する調査結果について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

議長

議案書47ページをお開き下さい。報告件数は1件になります。それでは、ご説明いたします。

「1番」は、横手地域局管内です。

照会地は、横手市役所条里南庁舎から南西約1.7kmに位置しております。隣接地との状況は、北側及び南側は「宅地」、西側は「原野」、東側は「国道107号線」となっています。

土地の状況は、昭和57年10月に申請者の先代が、農地転用許可を得ずに店舗を建築し、数年前まで飲食店として営業していたとのことです。

現況は敷地が舗装されており、建物が残っている状態であり、農地としての利用は見込めないと判断されることから、「非農地」としました。

現地調査は、3月18日、石山俊彦委員、佐々木由紀子委員、富岡祥吾推進委員と事務局で実施しております。

調査結果は、3月18日付けで記載のとおり報告しております。説明は以上です。

議長

事務局の報告が終わりました。

これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、「報告第2号」の報告を終わります。

議長

以上をもちまして、第1回総会を閉会します。  
ご協力ありがとうございました。

( 10 時 48 分) 閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和7年4月17日

議 長 飯 野 正 和

---

署名委員 佐 藤 仁

---

署名委員 高 橋 正 也

---